- 1. 基本の手続き (死亡後14日以内)
 - ①年金受給者死亡届 ②未支給年金請求書 ③遺族年金裁定請求
 - ①を届けないまま故人の年金を受領し続けていると詐欺罪に問われる。
 - ②を申請しないと故人の年金の未支給分は支給されない。
 - ①の届出をしないまま、年金が故人の口座に入金されて、その後に①を届出た場合は、年金を返金し、②をすることにより故人の年金が遺族に支払われる。

未支給年金は必ず発生する。年金は後払いになっているから。

- 例) 7/1 死亡の場合は6, 7月分が8/15に支給されるが、6/30死亡は7月分は支給されない。(臨終は末日でなく翌月1日がお得)
- 2. 遺族年金(夫婦とも65歳以上の場合)

夫婦の老齢厚生年金を比較して、自分の老齢厚生年金<故人の個人厚生年金 の場合に請求できる。

注:よく故人の年金の3/4と言われるが、厚生年金の報酬比例部分の3/4である。故人の基礎年金は死亡によって消滅する。

< 夫死亡(夫を例にしているが妻に置き換えても同じ)>

- ①妻が国民年金のみ⇒夫の厚生年金の報酬比例部分×3/4
- ②妻が厚生年金の受給者⇒妻の老齢厚生年金相当額を夫の報酬比例部分の 3/4が控除され支給される

妻の老齢厚生年金50万 夫の老齢厚生年金の報酬比例部分100万 基礎年金 78万

妻が受ける年金総額 (100-50)+128=178万円

*有事には、故人と自身の年金証を持ってお近くの年金事務所に出向いて、書式をもらい説明を受けることをお奨めします。かなりの添付物が必要です。

オフィス Tsuji 社会保険労務士 辻 雅宏